

御嵩町特産品振興・開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内事業者の新たなチャレンジを支援し、町内経済の活性化及び町の魅力向上を図るため、みたけのええもん（みたけのええもん認定要綱（平成24年訓令甲第9号）第7条の規定により認定を受けた特産品をいう。以下同じ。）の販売促進及び商品改良並びに新たな商品開発に対し、予算の範囲内において御嵩町特産品振興・開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 生産者 みたけのええもんの生産を行う者をいう。
- (2) 販売者 みたけのええもんの販売を行う者をいう。
- (3) 事業者 町内で事業を行う個人又は法人であって、町内に主たる事業所を有するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、規則第5条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる者又は町税等を滞納している者は、対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 販売促進事業 みたけのええもんの販売促進に資する次の事業
 - ア イベント出店等 生産者又は販売者（以下「生産者等」という。）が町外で実施される催事において行うみたけのええもんの販売（紹介のための展示を含む。）のための出店
 - イ 販売促進イベント開催 生産者等が町外で実施するみたけのええもんの販売（紹介のための展示を含む。）のための催事の開催
 - ウ 販路開拓等 みたけのええもんの販路の開拓その他の販売促進に資する事業
- (2) 商品改良事業 生産者がみたけのええもんの品質向上、多様化その他の商品の価値を向上させるための改良を行う事業
- (3) 商品開発事業 事業者が新たな商品開発を行う事業

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助限度額及び交付回数等は、別表に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業に対し他の補助金等の交付を

受けている場合及び寄附金その他の収入（補助対象事業に係る販売収入を除く。以下同じ。）がある場合は、前項の補助対象経費から控除するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御嵩町特産品振興・開発支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) イベント等の概要がわかる書類（販売促進事業に限る。）
- (4) 見積書の写し（委託費に係るものに限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の交付申請を行った事業について、交付決定を受ける前に事業に着手するときは、御嵩町特産品振興・開発支援補助金事前着手届（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、御嵩町特産品振興・開発支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が交付申請前に当該交付申請に係る事業に着手し、又は事業を完了している場合は、当該事業は補助の対象としない。

（変更等）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は事業の内容、補助対象経費若しくは第4条第2項に規定する他の補助金等及び寄附金その他の収入の額に著しい変更（補助金額の10分の2以上の増額又は減額を伴うものをいう。）があるときは、御嵩町特産品振興・開発支援補助金変更等承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに中止、廃止又は変更の可否及び変更後の補助金の額を決定し、御嵩町特産品振興・開発支援補助金変更等承認（不承認）通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、既に補助金を交付している場合において、既に交付した補助金の額が前項の規定による変更後の補助金の額を超えているときは、補助事業者に対し当該差額の返還を求めるものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日

又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに御嵩町特産品振興・開発支援補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 実績調書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 領収書等支払いを証する書類の写し
- (4) 商品の写真及び概要資料（商品改良事業又は商品開発事業に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、御嵩町特産品振興・開発支援補助金額確定通知書（別記様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の場合において、当該補助対象経費が交付決定に係る補助対象経費より減額となったときは補助金の額を減額し、増額となったときは交付決定額を超えて補助しないものとする。

（交付請求）

第10条 前条の額の確定通知を受けた補助事業者は、御嵩町特産品振興・開発支援補助金交付（概算払）請求書（別記様式第12号）を町長に提出して補助金の請求をしなければならない。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の一部を概算払により交付することができる。

3 前項の規定により概算払することができる額は、交付決定額に2分の1を乗じて得られる額までとする。

（精算）

第11条 概算払を受けた者は、第9条の規定による補助金の額の確定後、速やかに精算しなければならない。

（報告）

第12条 補助金（第3条第1号ア及びイを除く。）の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度から3年間、補助の対象となった商品の販売状況等を特産品等販売状況報告書（別記様式第13号）により町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の報告を受けたときは、町長が別に定める台帳に記録するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	交付回数等
販売促進事業	イベント出店等	出店に係る出店料及び交通費（燃料費を除く。以下同じ。）	2分の1以内	10,000円	イベントごと
	販売促進イベント開催	開催に係る会場費、交通費、委託費及びその他町長が必要と認める経費	2分の1以内	100,000円	年度3回まで
	販路開拓等	販路開拓等に係る交通費、委託費及びその他町長が必要と認める経費	2分の1以内	100,000円	年度1回
商品改良事業	商品の改良	商品の改良に係る需用費、原材料費、委託費及びその他町長が必要と認める経費	2分の1以内	200,000円	1商品につき1回まで
商品開発事業	新商品の開発	新商品の開発に係る需用費、原材料費、委託費及びその他町長が必要と認める経費	2分の1以内	500,000円	1商品につき1回まで